

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月30日
【会社名】	SAAFホールディングス株式会社
【英訳名】	SAAF Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 左奈田 直幸
【最高財務責任者の役職氏名】	常務執行役員経営管理本部長 宗宮 伸英
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲三丁目2番24号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長執行役員左奈田直幸および常務執行役員経営管理本部長宗宮伸英は、当社および連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当社の連結会計年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務諸表全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価をいたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的および質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社グループを対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の連結会計年度の売上高の金額が高い拠点から合算していき、概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」として選定いたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金および棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4【付記事項】

該当事項はありません。

## 5【特記事項】

2026年3月3日付「特別調査委員会設置に関するお知らせ」とおり、当社の元代表取締役社長らの会社財産の私的流用等の疑いに関する内部告発（以下「本件事案」といいます。）について、事実関係ならびに本件事案に係る当社の対応や内部管理体制等について、株主の皆様への透明性の確保及び客観的な判断材料の提供を目的として、当社から独立した中立かつ公平な立場から調査を行い、検証・評価をすることが必要不可欠と判断し、当社から独立した中立かつ公平な弁護士及び公認会計士ら外部専門家のみで構成された特別調査委員会を設置し、調査を実施してまいりました。

その結果、2026年6月11日付「特別調査委員会の調査報告書（最終報告）受領に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、特別調査委員会より「調査報告書（最終報告）」を受領し、当社の元代表取締役社長らの経費の私的流用や社内手続上の不備が認められる経費使用、また当社グループの他の役員らにおける経費使用について社内手続上の不備が認められました。

前述の経費に関する不適切な使用や社内手続上の不備はありましたが、2025年9月以降、不適切な経費使用等の再発防止策として、従前のコーポレートカードを廃止し、新たなコーポレートカードを社内取締役のみに配布し、カード限度額を設定しました。また、カード使用時の稟議システムでの申請及び精算処理時において経営管理本部長がチェックすることとし、不正な経費精算を防ぐ体制といたしました。このような再発防止策の策定・実施により、経費の私的流用や社内手続上の不備が認められる経費使用は2025年度に実施しました監査役監査において認められませんでした。こうしたことを踏まえ、当連結会計年度末日時点においては、内部統制の開示すべき重要な不備には該当しないと判断いたしました。

当社は、コーポレートガバナンス及び内部統制の更なる強化に向け、特別調査委員会の調査結果及び提言を真摯に受け止め、実効的な再発防止策を策定し、当社グループ一丸となって株主、投資家、取引先及びその他のステークホルダーの皆様への信頼回復に努めてまいります。